

施設名

居室タイプ(希望する項目に○をしてください。(複数可))
 多床室・従来型個室・ユニット型個室・いずれでもよい

施設記入欄
 ○申込書受領日
 令和 年 月 日
 ○申込書有効期限
 令和 年 月 日

特別養護老人ホーム入所申込書 【新規・再申請・変更】

※この申込書は、施設が受け付けた日の翌年末が有効期限となります。
 有効期限到来後も継続して入所を希望される場合は、有効期限の同年10月1日から12月31日までの期間に、申込書を提出して再申請してください。

※必要事項を記入後、提出前に1部コピーをとって保管してください。

申込日		令和 年 月 日			
利用者本人	フリガナ				
	利用者氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日 生 (歳)
	住 所	〒 - 電話 ()			
	要介護度	1・2・3・4・5		認定有効期間	
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
被保険者番号			保険者名 (区市町村)		
申込者	フリガナ				
	申込者氏名	利用者本人との関係			
	住 所	〒 -			
	連絡先電話	(自宅) (携帯) (勤務先)		(勤務先名称)	

※ 申込みには、介護保険被保険者証の写しが必要です。

ケアマネジャーについて	相談できるケアマネジャー	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
	ケアマネジャーの氏名		
	連絡先(事業者名)	電話 ()	

入所希望者等の状況（該当する項目に○（□はレ印）をしてください）

※太線枠内が記入欄です

要介護度	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
認知症による行動障がい	1. 徘徊 2. 大声や奇声 3. 不潔行為 4. 暴力や自傷行為 5. 異食 上記の頻度や行為等具体的に記入して下さい。 ()
	6. その他（その他に○をつけた方は必ず記入して下さい） ()
	※認知症の方の身体の状況は、（ □寝たきりになっている □寝たきりではない ）
主に介護している方について (注1) ・身体障害者 ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特殊疾病等医療証	1. 介護者がいない（ひとり暮らし） 2. 介護者に障がい等（注1）がある、または要介護認定を受けている 3. 介護者が複数（両親など）を介護している 4. 介護者が高齢（70歳以上）、または未成年である 5. 介護者はいるが問題がある（就業中＜週 時間＞、病弱、就学前の子ども＜ 歳＞の育児をしている） 6. 介護者がいて特に問題ない ※主たる介護者の氏名と住所を記入して下さい。 氏名() 続柄() 住所()
現在、受けている介護保険サービス	1. 訪問介護 2. 訪問入浴 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリ 5. 通所介護 6. ショートステイ 7. その他 ()
現在のお住まいについて (どれか一つに○を付けてください)	1. 自宅（賃貸住宅も含む） ※自宅に住んでいるが、立ち退きを迫られて（ □いる □いない ） 2. 病院 3. 老人保健施設 4. 介護療養型医療施設 5. 特別養護老人ホーム 6. 養護老人ホーム 7. グループホーム 8. 介護医療院 9. その他 () ※退院退所後に戻る自宅が（ □ある □ない ）
介護する上での住宅の問題について	1. 介護上住宅に問題がある □エレベーターのないアパート・マンションの2階以上に住んでいる □自分の部屋とは別の階にトイレや風呂がある □自分の部屋がない □その他（具体的に) ※自宅での介護が困難な状況を具体的に記入して下さい。 () 2. 介護上住宅に問題はない
板橋区の居住期間	1. 3年以上 2. 3年未満 (区内居住開始 年 月頃から)

①要介護度の変更や住所の変更、介護者や住まいの状況など入所申込書の内容が変わった場合は、必ず変更届を提出して下さい。
②死亡したとき、入所の意思がなくなったとき、他の特別養護老人ホームに入所したとき、介護認定の結果要介護状態区分が要介護でなくなったときは取下届（別紙2）を施設へ提出して下さい。なお、取下届の提出がなかった場合でも、入所希望者が上記のいずれかに該当していることが明らかになったときは、入所申込みの取下げがあったものとみなします。

私は、入所に関する方法や手続について、説明を受けました。また、この申込書にある内容を板橋区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏名

板橋区内の特別養護老人ホームへ申込みをする方へ

—— 申込書の提出前にご確認ください ——

○申込書の提出先

入所を希望する施設へ、申込書を直接提出してください。

- ※ 区役所では受け付けできません。
- ※ 「介護保険被保険者証のコピー」を必ず添付してください。
- ※ 複数の施設に申込み可能です。その場合、入所を希望するそれぞれの施設へ申込書を提出してください（コピーで支障ありません）。
- ※ 各施設の連絡先については、別紙「区内特別養護老人ホーム問合せ先一覧」をご覧ください。

○申込書の有効期限

申込書の有効期限は、施設が申込書を受領した日の翌年末までです。

有効期限到来後も継続して入所を希望する場合は、有効期限の同年10月1日から12月31日までの期間に申込書を提出して再申請を行ってください。

※ 区や施設から再申請のお知らせ等はいたしません。

- (例) 申込書受領日が令和3年4月1日の場合 → 令和4年12月31日まで有効
申込書受領日が令和4年1月1日の場合 → 令和5年12月31日まで有効

○入所までの流れ

① 入所申込み

ご本人、ご家族、担当ケアマネージャー等が、申込書（別紙1-1及び1-2）に必要な事項を記入の上、介護保険被保険者証のコピーを添付し、入所を希望する施設へ直接お申込みください。

要介護1又は2の方は、別紙1-3「特例入所調査票」を併せてご記入ください。

※要介護1又は2の方で、愛の手帳の交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、申込み時に施設に対し、当該手帳を提示してください。

※申込書の記載事項に変更があった場合（要介護度が変わった等）は、申込書（変更届）を提出してください。

② 入所希望者名簿の作成

申込書を受領した施設は、その内容を確認し、「板橋区特別養護老人ホーム入所基準（別紙3）」に基づいて配点を行い、入所の必要性が高い方（60点以上）と、それ以外の方でグループ分けを行います。

施設は、60点以上の方について第二次評価を実施して優先順位付けを行い、上位の方から順に入所希望者名簿を作成します。

③ 入所検討委員会による審査

施設は、施設長や生活相談員、地域の福祉関係者等で構成する「入所検討委員会」を開催し、第二次評価の基準や判定結果及び入所希望者名簿の内容等を審査します。

④ 施設から入所の連絡

施設に空きが出ると、入所対象者となった方に、施設から直接連絡があります。

施設からの連絡後、面接調査等を実施し、入所に支障が無いことが確認できた場合、契約を結び入所となります。

○申込みの取下げについて

入所を希望するご本人が次のいずれかに該当した時は、申込書を提出した施設に特別養護老人ホーム入所申込取下届（別紙2）を提出してください。

ア 死亡したとき

イ 入所の意思がなくなったとき

ウ 申込み後に他の特別養護老人ホームに入所したとき

エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき

なお、アからエまでのいずれかに該当することが明らかになったときは、取下届の提出の有無に関わらず、申込みの取下げがあったものとみなしますのでご了承ください。

（申込みに関する問合せ先）

板橋区 健康生きがい部

介護保険課 施設整備・事業者指定係

電話：03-3579-2253